電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

［注１・２　略］

３　「電気通信事業法第26条の４第１項又は第26条の５第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［４　略］

様式第15の２（第22条の２の10第７項関係）

基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）の周知の実施届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）を行いたいので、電気通信事業法第26条の４第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする地域単位区域	
電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容	

［注１・２　同左］

３　「電気通信事業法第26条の４第１項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。

［４　同左］

様式第15の２（第22条の２第２項関係）

第一号基礎的電気通信役務提供区域等報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第25条第１項の第一号基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第１号に規定する電気通信役務に代えて同条第３号又は第４号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第22条の２第２項の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務により提供する区域ごとに別葉とすること。

２　提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

３　参考となる資料があれば添付すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。